

注記
(一般会計等・全体会計・連結会計)

1 重要な会計方針

(1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得原価

ただし、資産種別ごとの評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア.土地(平成 22 年度に開始時整備、平成 29 年度に評価基準見直し)

・平成 21 年度以前に取得したもの……………再調達評価

ただし、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

・平成 22 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

また、平成 28 年度以降に無償取得した道路用地も備忘価格 1 円としています。

イ.土地以外

・昭和 59 年以前に取得したもの……………再調達原価

・昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

②無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2)有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券

なし

②満期保有目的以外の有価証券

ア.市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ.市場価格のないもの……………取得原価

③出資金

ア.市場価格のあるもの

なし

イ.市場価格のないもの……………出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下し

た場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法

ただし、一部事務組合については各組合の基準に準じています

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	10 年～50 年（建物附属設備を含みます）
工作物	3 年～75 年
物品	2 年～20 年

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間(5 年)に基づく定額法によっています。

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が 1 年以内のリース取引を除きます。)

…自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

なし

② 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込み額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込み額を計上しています。

③ 退職手当引当金

当年度末の要支給額に相当する金額から沖縄県市町村総合事務組合における積立金相当額を控除した金額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度の 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア.所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ.ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7)資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。

ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示しています。

資金収支計算書の収支尻(本年度末資金残高)に本年度末歳計外現金残高を加えたもの(本年度末現金預金残高)は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。

(8)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は、見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産とし計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

ただし、水道事業会計は税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

(1)会計処理、手続の変更

なし

(2)表示方法の変更

なし

(3)資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

(4) 重要な災害等の発生

なし

(5) その他の重要な後発事象

なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

なし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

(3) その他重要な偶発債務

なし

5 追加情報

(1)財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①財務書類の会計区分は以下の通りです。

会計(団体)名	区分	連結方法	比例連結割合
一般会計等			
一般会計	地方公共団体	全部連結	—
全体会計(一般会計等に記載特別会計を含める)			
国民健康保険特別会計	地方公共団体	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	地方公共団体	全部連結	—
公共下水道特別会計	地方公共団体	全部連結	—
水道事業会計	地方公営企業	全部連結	—
連結会計(全体会計に記載団体を含める)			
沖縄県後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結	1.20%
沖縄県介護保険広域連合	広域連合	比例連結	4.48%
沖縄県市町村自治会館管理組合	一部事務組合	比例連結	0.84%
沖縄県市町村総合事務組合	一部事務組合	比例連結	1.39%
北部広域市町村圏事務組合	一部事務組合	比例連結	1.18%
本部町今帰仁村清掃施設組合	一部事務組合	比例連結	56.03%
本部町今帰仁村消防組合	一部事務組合	比例連結	56.11%

②一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。

③地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。

⑤割合は構成団体の負担金等合計額に対するものです。財務書類上は各事業の負担割合等により按分しています。

⑥地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	— %
連結実質赤字比率	— %
実質公債費比率	10.3%
将来負担比率	— %

⑦利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

— 千円

⑧繰越事業に係る将来支出予定額

一般会計	323,650 千円
公共下水道特別会計	47,300 千円

⑨過年度修正等に関する事項

なし

(2)貸借対照表に係る事項

①会計基準を変更したことによる影響額等

ア.財務書類の対象となる会計の変更

なし

イ.有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

なし

②減債基金に係る積立不足額

なし

③基金借入金(繰替運用)

財政調整基金

令和 4 年 4 月 6 日～令和 5 年 3 月 27 日	400,000 千円
令和 4 年 4 月 6 日～令和 5 年 3 月 27 日	1,300,000 千円

減債基金

令和 5 年 3 月 1 日～令和 5 年 3 月 27 日	80,000 千円
--------------------------------	-----------

④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

ア.一般会計等に係る地方債の現在高	8,108,799 千円
イ.債務負担行為に基づく支出予定額	— 千円
ウ.一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	881,291 千円
エ.組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額	339,504 千円
オ.退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	40,235 千円
カ.設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見込額	— 千円
キ.連結実質赤字額	— 千円
ク.組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	— 千円
ケ.地方債の償還額等に充当可能な基金	3,059,216 千円

コ.地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	486,281 千円
サ.地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	6,079,764 千円

(3)行政コスト計算書に係る事項

会計基準の変更による主な影響額
なし

(4)純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

①固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。

②余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

(5)資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支

一般会計等

560,046 千円

全体会計

785,061 千円

連結会計

858,811 千円

②既存の決算情報との関連性(一般会計)

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	9,554,154 千円	9,177,077 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	— 千円	— 千円
繰越金に伴う差額	△485,934 千円	— 千円
資金収支計算書	9,068,220 千円	9,177,077 千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象としています。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

一般会計等

資金収支計算書

業務活動収支	1,010,515 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	608,529 千円
未収債権、未払債務等(増減)	4,641 千円
資産売却益	3,078 千円
資産除売却損	- 千円
賞与引当金(増減額)	△1,882 千円
退職手当引当金(増減額)	3,390 千円
徴収不能引当金(増減額)	△637 千円
減価償却費	△1,803,897 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△176,263 千円

全体会計

資金収支計算書

業務活動収支	1,331,108 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	724,041 千円
未収債権、未払債務等(増減)	△51,250 千円
資産売却益	3,078 千円
資産除売却損	- 千円
賞与引当金(増減額)	△3,626 千円
退職手当引当金(増減額)	4,319 千円
徴収不能引当金(増減額)	△554 千円
減価償却費	△2,184,874 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△177,758 千円

④一時借入金

一般会計

一時借入金の限度額	1,500,000 千円
一時借入金に係る利子額	453 千円

国民健康保険特別会計

一時借入金の限度額	1,000,000 千円
一時借入金に係る利子額	139 千円

後期高齢者医療特別会計

一時借入金の限度額	30,000 千円
一時借入金に係る利子額	— 千円

公共下水道特別会計

一時借入金の限度額	150,000 千円
一時借入金に係る利子額	26 千円

水道事業会計

一時借入金の限度額	200,000 千円
一時借入金に係る利子額	— 千円

⑤重要な非資金取引

なし

(6)連結対象団体に係る事項

①一部事務組合・広域連合は、各団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

②地方三公社は、業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体へ全部連結を行いますが、特定できない場合は、出資割合に応じて比例連結を行っています。

③第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体(出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。)は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が 25%以下であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

④地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

⑤表示単位未満の金額は四捨五入しているため、合計金額に齟齬が生じる場合があります。